



平成 22 年 2 月 17 日

各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 5 号
株式会社チップワンストップ
代表取締役社長 高乗 正行
(コード番号：3343 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 梅木 哲也
(TEL 045-470-8750)

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 17 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」に関し、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、変更箇所については下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、行動規範及び諸規程を整備し、全社に周知徹底する。

コンプライアンス体制の構築・維持については、コンプライアンス規程を制定し、管理部門においてコンプライアンスに関する取り組みを横断的に統括し、同部を中心に役職員教育等を行う。また、当社では内部通報制度を運用し、不正・違反行為等の早期発見と是正を図る。

当社は、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行について各監査役が監査を行う。また、内部監査規程に基づき、内部監査室長は適宜内部監査担当を指名し、内部監査担当は管理部門と連携の上、法令・定款その他の社内規程の遵守状況を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、管理部門長が取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者として、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社及びグループ横断的対応は管理部門が行う。

新たに生じたリスクについては、取締役会にて速やかに対応責任者となる取締役を定める。万一不測の事態が発生した場合は、それぞれの担当部署にて直ちに損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適切な対応をとるものとする。

また、内部監査室はグループ各部門のリスク管理等の状況を検証し、社長及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の最高意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項の執行決定を行う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

5. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社は、当社と同様の諸規程を定めることで、各社における業務執行体制とコンプライアンス体制の構築を行う。また当社は子会社管理に関する規程を整備することで、当社への決裁・報告制度による経営の管理を行うものとし、当社監査役及び内部監査室長は子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は当社の使用人を指名し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、直属上長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する重要情報を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）は、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会及び社内的重要会議への出席及び意見陳述することが認められており、適宜これらの会議に出席する。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、内部監査室及び子会社の監査役と連携している。

9. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制

当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用を行う。

以 上